

大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年1月30日（木）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

大西直樹，川添智史，北井和子，齊藤一馬，齊藤壽一，高野剛，高橋陽一，瀧華聡之，
武原正樹，松田規久子

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

鹿取勇治，金子隆雄，四竈庸祐，瀧華聡之，中村好孝，深尾善夫，堀田直美，本田直
也，馬淵直樹，村田健二

（事務担当者）

西岡繁靖，岡田慎吾，田宮秀樹，堀正博，浅野和之，橋本恭子，原洋子，西川浩二，
木原義則，小西圭，福島広之，山西弘記，大林正典

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，大津地方裁判所委員会委員及び大津家庭裁判所委員会委員の紹介
があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会での委員の意見を踏まえて，裁判所が行った取組等につ
いて説明した。

ア 大津地方裁判所委員会（前回のテーマ：専門的知見の活用について）

イ 大津家庭裁判所委員会（前回のテーマ：成年後見制度の利用促進に向けた家庭裁判
所と地域・関係機関との連携の在り方について）

(3) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，次のとおり，平
成31年4月から令和元年9月分の内容を報告した上，利用者の声を基に改善に取り
組んでいることを説明した。

ア 回答数は9通である。回答者の性別は男性4人，女性5人であり，年齢は20代か
ら70代までである。

イ 回答者の来庁用件は，手続相談，裁判・調停への出席，裁判傍聴等である。

ウ 行先の分かりやすさについて，分かりやすいとの回答が3件ある一方で，分かりに
くいとの回答も3件あった。また，利用しにくいとの回答が2件あり，「トイレが少
ない。」との意見もあった。

エ 裁判所職員の対応については、「警備員が親切だった。」「家事受付の女性職員が親切で分かりやすかった。」という意見があった一方で、「4階の方の対応にがっかりした。冷たかった。」という意見もあった。

(4) 意見交換（テーマ「裁判手続のIT化」）

裁判手続のIT化をめぐる議論の背景、これまでのIT化の動きやIT化の内容について、事務担当者からパワーポイントを用いて説明し、模擬裁判を実施した後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の地裁委員会は、令和2年9月24日（木）午前10時から午後零時15分までとする。テーマは「刑事裁判における被害者保護制度」とする。

また、次回の家裁委員会は、令和2年7月7日（火）午後2時から午後4時15分までとする。テーマは「家事調停における専門的知見の活用について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【裁判手続のIT化について】

- 事務担当者による説明等について、御質問があれば賜りたい。
- ウェブ会議による模擬裁判について、画面の先には弁護人と本人がいたが、機器の操作は実際には誰が行うのか。
 - ▲ 実際には代理人弁護士事務所のパソコンと繋いで会議を行うので、弁護士が自分で操作するが、事務員等のサポートを受けることもあるかと思う。
- 当事者に聴覚障害等があった場合に、要約筆記等が行われるのか。
 - ▲ 模擬裁判で行ったウェブ会議に限らず、現在でも障害を持つ方が手続に参加することはあり、その際に筆記や手話を行うことは実際にある。ウェブ会議においてどのように配慮するかは、別途方法を考えることになる。
- 模擬裁判を拝見して、これまでは「また次回に。」となりそうな議論が大分進むように感じた。ICTの活用でスムーズになっていくのだろう。質問だが、ITに関する機器はそれぞれの弁護士が準備することになるのか。
 - ▲ 使用する機器については、マイクロソフトのTeamsをダウンロードしてもらう必要があるが、パソコンにマイク・カメラ・スピーカ機能が付いていればそれで足りる。裁判所の方で当事者用の機器を準備することは、予定していない。
- ウェブ会議の活用により、実際に顔が見えることで手続がワンステップ進み、素晴らしいことだと感じた。合理化として有用なものだと思う。なお質問だが、一般的に準備手続とはあのようにぶつ切りで回数を重ねていくものなのか。
 - ▲ 本人が出頭していなければその意思を確認する必要があり、実際の議論は次回期日ということもある。ウェブ会議が導入されれば、三者をウェブでつなぐことも可能になり、本人の意思確認がしやすくなる。導入後は、むしろそのような活用が増える可能性があるように思う。
- ◎ 模擬裁判が非常にリアルであり、イメージができた。ウェブ会議であれば、例えば午後出張という日でも期日を入れることができるし、また電話よりも裁判官の表情などが分かって良いと思った。
- ◎ 私としては、あそこまで進むのかなというのが率直な感想であった。弁護士会でもウェブ会議に関する検討は進んでいるが、あると便利という意見もあれば、やはり対面で手続を進めたいという意見も少なからずある。現場で、裁判官や相手方の表情を見たいという弁護士も相当数いるという状況である。
- ビジネスの場面でウェブ会議やITを活用されている場面があれば、教えていただきたい。

- 30年間働いていた中で、当初は毎月会議で東京に行っていたところ、ここ数年はカメラや機材が支給されて、それでウェブ会議をしていたという経験がある。最初はネット環境などのトラブルがあったので、裁判所でも導入した初期段階ではトラブルが生じる可能性もあると思う。また、ITを入れると、審理短縮に結びつくと思う。もっと早くトラブルを解決するためには、法律改正が必要となるのかとも感じた。
- ウェブ会議を行うデメリットや注意点があれば教えていただきたい。
- やはり当日直前にうまく行かないというトラブルがあった。20人で行うウェブ会議で、一人だけうまく行かないということもあった。
- 私は会社でしょっちゅうTeamsを利用して、世界中で会議を行っている。やはりTeamsであれスカイプであれ、一番のメリットとしては時間調整がしやすい、時差などがあっても会議の設定がしやすくなるということである。ウェブ会議で有用な議論を行うに当たっては地点数が少ない方が良く、発言する人間が多いときには3箇所程度が限度ではないかと思う。また、一つの拠点に複数の人間がいる場合、発言をするタイミングが難しく、対面されている者同士で話が進んでしまい、それに割り込むタイミングがないということもある。基本的には裁判所か弁護士事務所かで行うということだが、将来的にホテルや出張先などでも行えるようになれば、よりスムーズでスピードがあがるのだろうと思う。またスマートフォンにTeamsを入れて利用することも可能である。トンネルの中などでは途切れることがあるが、これから5Gの時代となり環境も整ってくれば、その簡便性をどこまで生かせるかということになるだろう。
- 裁判所でのウェブ会議においては、原告多数、被告多数などで誰が発言しているのかが分からないというようなことも生じるかもしれない。一つの場所に大勢の人間がいるときには、どのように調整されているのか。
- 議長が適宜に進行を止めて、出席者間の理解度を確認しないといけないと思う。
- 模擬裁判を見て、とても良く理解できた。実際にウェブ会議をしたことはないが、裁判をできるだけ早く解決できるような方策を探ることについては大賛成である。
- ▲ 御指摘のとおり、ウェブ会議については民事裁判を早くかつ中身濃く進めるためのツールとして位置付けているものである。そしてこの機会に、裁判のあり方そのものを考えていこうと思っている。なお、必ずすべてをウェブ会議で行うというわけではなく、次は来てもらうとか、次は日が合わないのでウェブ会議でなど、流動的に利用していくことになると思う。数あるオプションの中でベストのものを選ぶという考え方である。
- 大学でも入試や面接などでウェブ会議を利用することがある。学生の就職活動でもネットで面接ということもある。この点、面接の途中で、通信環境が悪いということで途切れて、復旧するとはきはきと答え出すということがある。これを踏まえて考えると、裁判でも都合が悪くなると当事者がわざと遮断するというようなことも生じるのではないか。
- ▲ 代理人が付いていないときにウェブ会議を利用するかどうか、今議論中ではあるが、当面は代理人が付いている事件で利用する予定である。実際、当事者と代理人で相談する中

では、一回ウェブを切って再開するということはあるかと思う。

- ◇ 今ウェブ会議で想定しているのは、争点整理などの準備的なものであると思うが、今後証人尋問をウェブ会議で行うこともあるのだろうか。そうすると、さきほどウェブ会議による就職面接に関して指摘されたような事態を防ぐための方策の検討が必要になるのではないかと思った。
- ▲ フェーズ1では争点整理で利用するという事になっている。その後、法改正がどうなるかという点はあるが、証人尋問についても一定条件を満たせばウェブ会議で行うということになるかもしれない。これまで所在尋問で行っていたものが、ウェブ会議でという形になるかもしれない。検討の俎上には上がっているところである。ネット復旧後にすらすらと答え出すようなことになれば、注意しなければならないと思う。
- 当社では、昨年まで毎日電話会議システムで会議を行っていた。しかし、よく壊れて、しかも聞こえにくく大変ストレスがかかるものであり、議論から置き去りにされることも多かった。その後1年半前にスカイプを導入したところ、ストレスが減って言いたいことが言えるようになった。また、会議ではリーダーが必ず双方の意見を聞くということがルールで決められた。スカイプを導入するにあたっては、最後までインターネットのセキュリティは大丈夫かという問題が残った。裁判所においてもこの点が大丈夫なのか、懸念するところである。
- ▲ セキュリティの問題は、裁判所でも最大の課題の一つである。どのようにセキュリティを確保するのか、専門家も入ったうえで準備を進めているところである。
- 一般企業において、セキュリティ対策はどのようにされているのか。
- ウェブ会議で、セキュリティが問題となる中身についてまで言及するのかという点がある。東京や台湾を結んでウェブ会議を行ったことがあるが、漏えいしたら困る点については議題としなかった。ウェブ会議については、画面に映っていないところで誰が聞いているか分からないということで、不安が残る点もある。
- 最初に出席者を確認して、あとは信頼するということになるだろうか。将来的には刑事手続や家事・少年手続でもITの利用が考えられるが、この点について御意見があれば賜りたい。
- ◇ フェーズ1は今の法律の範囲内でウェブ会議等を利用するというものであるが、弁論準備手続については家事事件手続法にも同様の規定があり、導入することは可能だと思う。ただやはり、代理人が付いていない事件についてどのように扱うかという問題がある。今現在は、当事者本人だけの場合でも電話会議を利用している。当事者に出頭しやすい裁判所に来てもらって、その裁判所と当庁をつないで手続を進行する。本人確認は先方で行ってもらう。
- 民事事件は公開が原則だが、家事事件はプライバシーの観点から非公開が原則である。その点の問題は残るかと思う。
- 仕事上、家事事件や少年事件に関わることが多いが、当事者同士の顔合わせが減るとい

うのは良いことかと思う。ただ一方で、少年が裁判所に呼ばれる機会が減ってしまうという点には懸念がある。裁判所に行くことが、子供にとっては再犯を防ぐという意味もあると思う。IT化が進むことによって、子供が犯罪を軽く考えないかという点が気になった。そうならないようにしていく必要があると思う。

- ITとは真逆の、フェイストゥフェイスで直に寄り添う仕事をしている。今回民事の模擬裁判で拝見したものは非常に分かりやすく、便利に使うのは良いと思う。もっとも人権が守られることが大事であり、情報が漏れたりしてしまうと大変である。少年の場合には、寄り添うために用いられるのであれば良いと思う。
- △ 検察庁ではIT化はまだあまり取り入れられていない。会社の中での会議と裁判とでは、前者はメンバーが同じ方向を向いている一方、後者は対立関係にあるという点で、基本的には異なると感じたところである。刑事事件でも、検察官と弁護人が月一回でも顔を合わせると、ある程度の信頼関係が構築されて、それが進行に資するということもある。これがIT化によって無くなるとどうなるのかという漠とした不安はある。また民事事件でも、実際に会うことなく和解などの話を進めることは難しいのではないかと感じた。
- ▲ 今現在の和解手続においても、代理人間で話を進めておいて、ここぞというときに本人を連れてくることが多い。その前には本人尋問として供述を聞いているところである。今後についても、和解の進め方については大きく変わるという印象はない。
- ◇ 家事調停についても、基本的には資料を見て話を聞き、落としどころを見つけて調停案を示すということをしている。今でも電話会議を使うことはあり、例えば遺産分割協議等では一部当事者に近隣の裁判所まで来てもらっているが、ウェブ会議を使えば顔が見えるようにもなり、より話し合いがスムーズになると思う。
- ◎ 弁護士としては、裁判官の話し方や心証を受けて、本人に説明をすることになる。表情等が分かるという意味では、対面の方がありがたいとも思うところである。
- ◎ 弁護士会で裁判手続のIT化について話題となるのは、IT弱者への対応をどうするのかという点である。将来オンライン申立ての義務化などが行われると、裁判手続が使いにくくなるのではないか。そこをちゃんと解決しなければならないと思う。
- 私はテレワークの働き方を研究しているが、働き方改革の中で、IT化が便利であると標榜されすぎている面もあると思う。IT化によって職員の負担が増えるようであれば、その点も考えなければならない。
- 具体的にはどのような事務が増えると考えられるか。
 - 専門家を雇うなどをしないと、しわ寄せが増えるかもしれない。また裁判件数も増えるかもしれない。そういう検討も必要かと思う。
 - 弁護士もどんどん仕事が増えて忙しくなってしまうのではないか。
 - ◎ 設備投資がかかるという面はあるが、移動時間が減るとかえってありがたい部分があると思う。

■ 裁判手続のIT化は、まさに裁判所でこれから始まろうとしている手続である。本日は様々な意見をいただき、大変参考になった。活発な議論をしていただき、感謝する。

以 上